

名古屋市交通局管理規程第18号

初任給、昇格及び昇給等に関する規程及び初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第1条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「なる者」の次に「（次項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、同条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 人事委員会が行う採用選考試験（別に定めるものに限る。）により採用した職員の職務の級及び号給は、別に定める基準による。

第5条の2中「又は同項第4号に規定する職務経験者採用試験により採用した職員」を削り、「第1類採用試験等採用者」を「第1類採用試験採用者」に改める。

別表第2初任給表1企業職給料表(1)の備考第3項中「第1類採用試験等採用者」を「第1類採用試験採用者」に改め、同表の備考第4項中「任用規則第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験により採用した職員（以下「職務経験者採用試験採用者」を「第1類採用試験採用者のうち採用日の前日における年齢が26歳以上の者（別に定める者を除く。以下「2級採用者」に改め、同表の備考第5項中「職務経験者採用試験採用者」を「2級採用者」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 初任給規程別表第2初任給表1企業職給料表(1)の備考第4項に規定する「採用日の前日における年齢が26歳以上の者」には、合格日の属する年度に採用された者のうち、当該年度の3月31日における年齢が26歳の者を含むものとし、同項に規定する「別に定める者」は、合格日の属する年度の3月31日における年齢が25歳以下の者とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(初任給規程第3条第4項の適用)

第6条の2 初任給規程第3条第4項に規定する「別に定めるもの」は、職務経験者採用選考及び行政実務経験者採用選考とする。

- 2 初任給規程第3条第4項の適用を受ける者の職務の級は、その者に適用のある給料表においてその者の資格に応じた職務の級とし、その者の号給は、初任給規程第3条第1項及び第2項に規定する初任給の号給を基礎とし、その者を初任給規程別表第2初任給表1企業職給料表(1)の備考第4項に規定する2級採用者（以下「2級採用者」という。）とみなして初任給規程第4条から第7条までの規定を適用して計算した号給とする。この場合において、採用日に順次昇格又は昇任があったものとして、初任給規程及びこの規程の昇格又は昇任の際の号給の決定についての規定を適用する。

別表第1企業職給料表(1)2級の項中「任用規則第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験（以下単に「職務経験者採用試験」という。）により採用した職員」を「2級採用者」に改め、同表の備考第13項中「又は職務経験者採用試験により採用した職員」を削り、「第1類採用試験等採用者」を「第1類採用試験採用者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、令和7年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 人事委員会が令和7年4月1日より前に実施した競争試験に合格し、適用日後に新たに採用された者の初任給については、第1条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程別表第2初任給表1企業職給料表(1)（以下「特定初任給表」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和6年9月1日以降に第1条の規定による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規程別表第2初任給表1企業職給料表(1)の規定の適用を受けて新たに採用された職員のうち、特定初任給表の規定の適用を受けて新たに採用される職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- 4 令和7年4月1日に在職する職員のうち、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（令和7年名古屋市人事委員会規則第5号）による改正前の職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験により採用された者については、第2条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程別表第1企業職給料表(1)2級の項第2号及び備考第13項の規定にかかわらず、これらの規定の適用については、なお従前の例による。